

公益社団法人日本水道協会中部地方支部表彰規程

第1条 本支部は次の各号の一に該当する者を、役員会の選考を経て支部長がこれを表彰する。

- 一 功 労 賞 水道の普及発達について、特にその功績の著しい者。
- 二 勤 続 賞 満20年以上水道事業に従事し、その勤務成績良好な者。

第2条 前条の表彰をうけるべき者は、本支部会員（準会員を含む）及びこれに所属する者とする。

ただし、前条第2号の勤続賞をうけるべき者は、本支部正会員（準正会員を含む）に所属する者とする。

第3条 表彰は毎年1回支部総会においてこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人日本水道協会中部地方支部規則の施行の日から施行する。
- 2 日本水道協会中部地方支部表彰規程は、この規程の施行の日の前日をもって廃止する。